税理士澤田悟吏事務所

カスタマーハラスメントに対する基本方針

当事務所においては、以下の「カスタマーハラスメントに対する基本方針」に基づき、カスタマーハラスメントに対して、組織として適切に対応します。また、この基本方針を所内・所外に広く周知します。

税理士澤田悟吏事務所「カスタマーハラスメントに対する基本方針」

1. はじめに

当事務所は、「"らしくない"税理士として独立・公正な立場において、税務の"その先"に向かって、課題解決のお役に立ちます。」という基本理念の下、安全・安心な税務サービスを提供するため、お客様の要望に真摯に対応し、より満足度の高いサービスの提供に向けて取り組んでいます。また、お客様からお寄せいただくご意見・ご要望は、当事務所のサービスの改善・品質向上において、大変貴重な機会と考えております。

一方、一部のお客様の要求や言動の中には、従業員の人格を否定する暴言、脅迫、 暴力など、従業員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして 著しく不当である行為は、従業員の就業環境を悪化させるだけでなく、安全・安心な サービスの提供にも悪影響を及ぼしかねない重大な問題であります。

従業員の安全な就業環境を確保することで、従業員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客様との関係をより良いものとすることにつながると考え、税理士澤田悟吏事務所における「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めました。

2. 当事務所におけるカスタマーハラスメントの定義

当事務所では、カスタマーハラスメントを「お客様から従業員に対して行われる著 しい迷惑行為であって、従業員の就業環境を害するもの」と定義します。

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- 暴力行為
- 暴言・侮辱・誹謗中傷
- 威嚇・脅迫
- 従業員の人格の否定・差別的な発言
- 土下座の要求
- 長時間の拘束
- 社会通念上相当な範囲を超える対応の強要
- 合理性を欠く不当・過剰な要求
- 会社や従業員の信用を棄損させる内容や個人情報等を SNS 等へ投稿する行為

- 従業員へのセクシャルハラスメント、SOGI※ハラスメント、その他ハラスメント、つきまとい行為 など
 - ※「SOGI」(ソジ)は、性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称
- 3. カスタマーハラスメントへの対応(所内)
 - カスタマーハラスメントを受けた場合、従業員のケアを最優先します。
 - 従業員に対して、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法の研修を行います。
 - カスタマーハラスメントに関する相談窓口の設置や警察・弁護士等の連携など体制を整備します。
- 4. カスタマーハラスメントへの対応(所外)
 - 問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、当事務所でカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。
 - さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家(社労士、弁護士、警察 OB 等)と連携の上、毅然と対応します。